

中務内侍日記 一冊

阿部秋生・上野英子

本書は、昭和四十一年六月、本学常磐松文庫で購入、收藏して今日にいたっているものである。それまでの詳しい来歴は不明であるが、「青谿書屋」「紅梅文庫」の所蔵印が本文第一丁上欄にあるから、それぞれの文庫に所蔵されていたことがあとみられる。その後であろうか、一時期、玉井幸助博士の所有となっていたことがある。

一、書誌

本書は、縦二九糎、横二一・一糎、袋綴、料紙は楮紙と思われる。表紙は、本文の料紙を重ねた紙表紙で、表面には刷毛ではいた渦のような赤茶色の文様(?)がある(類似のものが裏表紙にもある)。その左上の題簽には、「中務内侍の日記 全」という外題があり、表紙の右寄り綴目近くには打付書で「紀行」とある。また、第一丁オのはじめにも、「中務内侍乃日記」と内題がある。紙数は、墨付四四丁と表表紙、裏表紙各一枚で、遊紙はない。

本文は、一面十三行書き、歌は改行して行頭から二字下げ、一首一行書き、歌が行末まで来るのが普通である。従って、次の地の文は次行の行頭からはじまる。

書き入れ、見せ消ちには朱のもの、墨のものとの二通りがあり、それぞれ七三例、五三例ある。この朱・墨の両筆は同一人物のものではなさそうである。というのは、例えば見せ消ち記号として、墨筆の分は専ら「ヒ」印のみを用いているが、朱筆の分では斜線で文字を抹消する方法を兼用しているからである。この相違に加えて、

(イ) きよくぬいのおと (31才④)

の「の」には、墨の見せ消ち記号「ヒ」と、朱の斜線とを用い、かつその右に「は」と傍書してある。

(ロ) 御やすまくゑいらせ給ぬ (31才⑬)

の「ゑ」には、墨の見せ消ち記号「ヒ」と、朱の斜線とが加えられ、その右に「へ」と傍書してある。

(ハ) いひたきになんせぬれさせ給 (33ウ⑫)

の「られ」には、墨の見せ消ち記号「ヒ」と朱の斜線とが加えられている。傍書はない。

(ニ) くすさみ給ふ (43才⑫)

の「す」に、朱筆で、見せ消ち記号「ヒ」と「ち」という傍書を加え、また「口」(墨筆)と傍書し、それを朱の斜線で消してある。この傍書の朱の見せ消ち記号は誤りであろう。

これらのように、同一箇所には、朱墨二様の訂正が加えられている事例があり、その朱と墨との訂正は、いずれも同じことを意味しているものである。とすると、おそらく、朱と墨とは別々の時に加えられたもので、加えた人も別人であろう。同一人によるものであるならば、わざわざ色を変えるまでもあるまい、一步譲って同一人のものとしても、朱墨同時ではなからうと思われる。

本文は第四十四丁ウで終る。その第四十四丁ウは、本文に三行とり、そのあとの余白に次のようにある。

① 左大臣冬嗣公一男長良公七世孫曰範永撰津伯耆守正四位下 範永生良經一作良綱但馬守正四位下 良經生孝清正五位下藏人助 範孝生宗隆從五位下為藤

子 宗隆生實隆從五位下實隆生範昌大藏大輔從四位下 昌生永經從三位宮内卿號冷泉 永經生女中務

これは研究者の間で「作者勘物」と称せられているものである。このあと、裏表紙が一枚あり、それにも、表表紙と同様の、刷毛書の赤茶色の渦の文様があることは前述した通りである。

二、作者勘物

本書の「作者勘物」は、既に掲出したが、その勘物は、次に掲げるものを文章化したものと思われる。

② 中務

左大臣冬嗣公の一男。長良公七世孫

範永 撰津。伯耆守。
正四位下

良經 一作良綱。但馬守。
正四位下

孝清 正五位下。
藏人

範孝 從五位下。
大舍人助

宗隆 從五位下。為左京
大夫藤定隆子

實隆 從五位下

範昌 大藏少輔
從四位下

永經 從三位。宮内卿。
号冷泉

女 中務

これは『中務内侍日記』を収めている元禄二年刊の板本『扶桑拾葉集』三五冊の第三十五冊「扶桑拾葉集系図全」とある別冊の第三十四丁ウにはじまる中務内侍の略系図である。①の青谿書屋本の「作者勸物」とこの②の「略系図」とを比べてみると、①は②の返り点、送り仮名を除き、略系図を文章化したものだが、「××生△△」という単純な辞句の繰返しで、それ以上のことは何もしていない。個々の人名の次の二行割注も、返り点・送り仮名の大部分を省いてあるが、辞句には変りはない。どうやら②板本系図の誤解までをそのまま踏襲しているものようである。

①青谿書屋本の宗隆の註記には、返り点・送り仮名があつて、「從五位下為左京大夫藤定隆子」とある。これは、②板本「扶桑拾葉集系図」のこの部分には、「從五位下。為左京大夫藤定隆子」とあるものを、返り点・送り仮名まで殆どそのままとつたものである。ところが、この略系図の出所と思われる『尊卑分脈』の「宗隆」の註記には、右肩に「藏」とあり、右側には「左京大夫定隆卿為子／拾遺抄作者／從五位／散位」と並記し、左側には、「母藤知信女」とある（国史大系「尊卑分脈」第二篇、一七二頁）。この「定隆」は良門流で、その註記には、右側には「從三／左京大夫」と並記し、左側には「母同光隆等」とあり、上部には「皇太宮／皇后宮権亮／右兵衛佐／右馬頭／春宮権大進備中／丹波三川／越中加賀／伊予等守」と並記してある（国史大系「尊卑分脈」第二篇、四九頁）。この註記によると、定隆は左京大夫に任ぜられたことがある。左京大夫は從四位下相当官である。もし宗隆が、その左京大夫に任ぜられたとするならば、「從五位下」で終っているのは不審なことである。左京大夫に任ぜられたのは、最後は從三位に叙せられた定隆であるとするならば不審はない。だから、『尊卑分脈』の宗隆の註の「左京大夫定隆卿為子」は、「左京大夫定隆卿が（宗隆を）子と為す」という意によむより外にない。従つて、①②の宗隆の註記は、「從五位下。左京大夫藤定隆の子と為る」とよむべきなのであろう。①②のいずれが先かといへば、『尊卑分脈』に近い②板本「扶桑拾葉集系図」の方が先で、それを文章に直した①青谿書屋本の方が、②の誤読をそのまま踏襲したものであろう。青谿書屋本が、『尊

卑分脈』の註記を誤解して作者勘物を作り、その誤解を②板本「扶桑拾葉集系図」が踏襲したと考えると、水戸光圀の名において編纂刊行し、かつ朝廷に献上した著作『扶桑拾葉集』に収載する作者系図を作る時に、その編著者が一人某の書写本に附載されている勘物を、『尊卑分脈』に当って検討・吟味することもせず採用・踏襲したことになる。そういうことが、水戸の学者にあつたとすべきだろうか。無責任すぎるのではなからうか。結局、『尊卑分脈』の註記をよみそねたには違いないが、それは検討も加えず他説を借用する無責任さとは違うだろう。また、一度文章化された勘物を略系図化するという手数もわずらわしい。というよりも、『尊卑分脈』の系図から文章化して勘物としたものに拠って、再び略系図になおす手数をかけることはあるまい。そのようにならずらわしい手数をかけるくらいならば、直接『尊卑分脈』から作る方法をとるだろう。結局、どの角度から考えても、青谿書屋本が板本『扶桑拾葉集』に先立っていたとは考えにくい。このことは、板本『扶桑拾葉集』の草稿本ともいうべき異本Bとよばれる写本の作者系図と比較することによって、もうすこしはっきりするだろう。

異本B（書陵部本、五五四・一六）も、第三十二冊目が「作者系図」となっているが、作者勘物に類する形式のものはない。だが、『尊卑分脈』の長良流に拠って作つたと思われる次の如き略系図がある。

③ ○中務

左大臣冬嗣一男

長良 従一位権大納言
贈太政大臣正一位号
柁大納言
藏 清経 参三位
延喜十五年薨
法名蓮寂
左衛門督 参議
正四位下
元名 宮内少輔
弁頭式 文範 従二位権中納言
民部卿 藏 式為雅 正四位下
備中守

頭民 正四位下
中清 尾張守
藏 永撰津伯耆守
正四位下
歌人
良経 一作良綱
但馬守 藏 正四位下
孝清 正五位下
伊賀守 藏 正五位下
宗隆 爲左京大夫
藤定隆子

藏 實隆 従五位下
範昌 大藏少輔
從四位下
永経 従三位
左近将監 宮内卿 号冷泉
永賢 左馬権頭 従四位下
中務少輔
女子中務

この略系図には、宗隆の条は次のようにある。

藏
宗隆 従五位下
為左京大夫
藤定隆子
—— 実隆

右の肩に「蔵」とあり、註記には返り点・送り仮名がない。『尊卑分脈』を簡略化したものであることは明白であり、また、板本『扶桑拾葉集』の「作者系図」の草稿に当るものとみて然るべきなのであろう。板本の「作者系図」は、この異本Bの略系図の長良—中清の六代を省き、冒頭の「左大臣冬嗣一男」の後に、「長良公七世孫」と註記し、範永以後の代々註記を多少簡略化し、永経子永賢（中務の兄弟）を全く省いてただ「女中務」と掲げたものである。

この場合にも、異本Bを省略して板本の「作者系図」を作ったと考えることはできるが、逆に、異本Bが、板本を増補して作られたと考えることはむずかしい。異本Bの系図は、板本の系図から作ることは不可能である。『尊卑分脈』その他、長良—中清の六代分および註記のいくつかを創作して補わねばならない。板本を介して二重手間をするよりは、たとえば『尊卑分脈』から直接作った方が便利でもあり、間違いも少なくなるであらう。異本Bを板本の草稿本的位置におく方が穏当な解釈である。また、『尊卑分脈』から一段と遠くなった形をとり、しかもその板本の宗隆の項における誤解を踏襲している青谿書屋本の勘物は、板本によって書かれたものとみるべきである。

『中務内侍日記』に関する「作者勘物」としては、異本Bより古いものかと思われる形のものとして、異本A（書陵部本、五五四・一七）がある。その第三十三冊目、「系図」とした別冊に、

④ 中務

從三位藤原永経女自伏見帝為坊充（被）脇庭為内侍

とある。これは、「作者勘物」と称せられるもので、異本Bの系図とは別の手つづき、つまり『尊卑分脈』の形を踏襲して作った略系図ではない。この勘物がもつづくものは、おそらく、彰考館所蔵の『中務内侍日記』の末尾にある勘物、

⑤ 伏見院中務内侍

從三位藤原永経卿女自坊御時（被）授候 自弘安三年記之

とあるものであろう。「自弘安三年記之」は日記の内容についての註記である。この註記以外は、異本Aの作者勘物と異本Bの作

者勘物とはほぼ同類のものである。これらが、何によって作られたのか、さらに溯りうる資料は今のところ明かでない。おそらく⑤→④と③→②↓①との二通りに分けるべきものであらうと思われる。

三、青谿書屋本

本書の本文冒頭の上欄に、「青谿書屋」(大島雅太郎氏蔵書印)、「紅梅文庫」(前田善子氏蔵書印)という印がある。旧所蔵者の印である。従って、この伝本は青谿書屋本と称しうる。玉井博士は、これを「青谿書屋本」と称し、『中務内侍日記新註』(昭和三十三年十月刊)の本文の校合本として使用している。当時、玉井博士の所蔵本であった。この本について、玉井博士は、著者所蔵の古写本は大島雅太郎氏の旧蔵本で、その蔵書印「青谿書屋」の朱印があるから、ここには青谿書屋本と呼んで本書の校合に用いた。墨付四十五枚、一面十三行書きである。(新註二〇三頁)

と云う。この「墨付四十五枚」は「墨付四十四枚」の誤記らしい。「新註」(底本、群書類従本)には、底本と青谿書屋本との異同六三箇所を掲げてある。殆ど疑問とすべきものはないが、次の一条は考慮を要するのではあるまいか。

「新註」の底本群書類従本に、「めしいてまいらせらる」(一四〇⑦)とあるところを、「めしいてまはせらる」(四〇頁⑧)と改訂翻刻して、その考異の項に、この改訂の理由を述べて次のようにいう。

「群めしいてまいらせらる。」**扶・靑・神**モ同ジ。但シ靑ノ「まいらせ」ノ部ノ字体ハ「まハセ」又ハ「まワセ」ト読ミ得ルヨウニ見エル。「参らせ」デハ解釈出来ナイ。次ニ抜頭ノコトガアルノニ合セ考エテモ原文ハ「まはせ」デアロウト推測シテ改メタ。武断的過誤デナクバ幸デアル。「新註」四一頁)

附け加えていえば、この「考異」では言及していないが、彰考館本も「まいらせらる」(影印本四二頁①)としかよめない。

さて、この「考異」の趣旨を忖度するに、青谿書屋本の本文は、「まいらせ」とよむべきではない、「まハセ」又は「まワセ」とよむべきだということを云っているのではないらしい。むしろ、この部分は、多くの本が「まいらせ」であることは認めざるをえない。青谿書屋本もその例外ではない。だが、この部分は、「まいらせ」とよんでは意味が通じない、何とか解釈のしかたはないものかということ、改めてこの文面を見ると、青谿書屋本の「まいらせ」の「い」が、他の本よりはいくらか「ハ」又は

「ワ」の筆写体に近いと見れば見られる形をもっている。かつ、この部分のすぐあとに、「抜頭」を舞う記事がつづくので、この部分も、本来は「まハセ」又は「まワセ」（「舞はせ」の意）であつたのではないか、それがよみ誤まられて「まいらせ」となつたのではなからうかという推論である。

玉井博士のこの推論の結果はこれでいいのであらうと思われるが、その推論の足場として青谿書屋本の表記をとり上げたところには、少しく無理があるように思う。青谿書屋本のこの「い」が、特に他の「い」と違って「ハ」や「ワ」に近いとは云いがたいが、そこは玉井博士に譲るとしても、「まハセ」又は「まワセ」が「まいらせ」になるためには、「ハ」又は「ワ」が「いら」とよみうることにならねばなるまい。玉井博士のあげる理由からでは、「まハらせ」「まワらせ」にはなるが、「まハせ」「まワせ」にはならないところが難点である。この「ら」という仮名は見落したり、書きおとしたりしがちなことは確かだが、ここでは、はっきりと書いてあつて、その字画を無視することはできない。

むしろ、この本文については、「まいらせ」では文意が通じない、次に、「抜頭」を舞うことがあるので、それとの関聯からいっても、「舞はせ」とあるべき部分で、それを「まいらせ」と誤写したものはあるまいかと推測しておく方が穩当ではないかと思われる。また、青谿書屋本の本文が、特に他本よりも「まはせ」と読まれやすいというような特徴があるわけでもないから、この本文を抛りどころとして掲げる必要も認められない。抛りどころを求めらば、彰考館本をとるべきなのであらうが、「新註」は彰考館本の本文を見落している場合があるらしい。

この一点以外には、玉井博士所蔵の青谿書屋本と本学所蔵の青谿書屋本との間には、本文の異同はない。本学所蔵本は、玉井博士の旧蔵本であることを認めてよからうと思う。

四、日記の伝本

『中務内侍日記』の伝本に関しては、既に諸氏の調査の結果が報告されている。それらによれば、現存本としては、鎌倉末期書写かといわれる零本（龍門文庫所蔵）を最古のものとし、この外江戸時代から明治時代の間の書写本二二本と、『扶桑拾葉集』所収本一種、群書類従所収本一種の計二五本が知られている。この中、龍門文庫本は未調査である。今は、川瀬一馬博士の「中務内侍日記の鎌倉鈔本（断簡）に就いて」（青山短期大学紀要第八輯、昭和37年4月）による以外にないが、将来、この日記の本文を

考える時、この龍門文庫本がその焦点の一つになるであろう。

このことを別にすると、水戸の彰考館関係の諸本、いわゆる彰考館本や『扶桑拾葉集』本（写本二種、板本一種）と、その他の諸本との本文の系統がどのようになっているかという点が問題にされる。

水戸彰考館には、『中務内侍日記』の完本としては現存最古の書写本かといわれている一本がある。この本については、岩佐美代子氏「彰考館本中務内侍日記について」（『中世文学』昭和56年12月）という詳細な報告があり、影印本も刊行されている。この本は、光圀手沢本であることを意味するといわれる朱の角印が表紙外題の下にある。本文の状況からみて、以下に述べる『扶桑拾葉集』所収本の底本として用いられたものかと岩佐氏はいう。

『扶桑拾葉集』には、写本二種と板本一種とがある。これらの諸本についての調査には、井上宗雄氏らの「扶桑拾葉集伝本書目」（立教大学『日本文学』、昭和39年6月）がある。それによると、この板本を流布本とし、写本二種を異本A（書陵部本五五・一七）、異本B（書陵部五五四・一六）と称する。この三本は、所収の文章（序・跋・贈答文等）に多少の出入があるが、『中務内侍日記』はいずれにも含まれている。異本A・Bは共に延宝八年（一六八〇）上表したものであり、板本は元祿二年（一六八九）に上表したものである。

この外に、群書類従本がある。巻末に、「右中務内侍日記以扶桑拾葉集校合」とある。

これらが、この日記の伝本として最もよく用いられているものであるが、これらとこの青谿書屋本との関係はどうなるのであろうか。玉井博士は、

① 彰考館本は、神宮文庫本、青谿書屋本、扶桑拾葉集本などより古い形を示していると思われる。従って、群書類従本よりも古い。

② 本文については、群書類従本がやや異なる本文をもっているが、他の諸本相互は密接に類似しているという。また、岩佐氏は、

① 彰考館本は、明確な資料はないが、光圀若年時の蒐集本の一つである。

② 彰考館本は、延宝八年（一六八〇）完成して、朝廷に献上した『扶桑拾葉集』（写本、異本A・異本B）所収の『中務内侍日記』の底本である。

③ 『扶桑拾葉集』異本A・同異本Bは、さらに校訂されて、元祿二年（一六八九）板本『扶桑拾葉集』三〇卷三五冊として刊

行、献上された。『中務内侍日記』はこの板本にも収録されている。

④ 『中務内侍日記』の諸写本は、本文改訂の様相からみて、この板本『扶桑拾葉集』所収の『中務内侍日記』を写本とする写本又は転写本である。

青谿書屋本もこの④の一本であるとする。ほぼ肯定して然るべき説かと思われるが、何がしの問題がないわけでもない。

岩佐氏は、④の事実を示す最も目立った特徴として、一つには、板本『扶桑拾葉集』所収の『中務内侍日記』がその巻頭に、「中務内侍之日記 中務」という内題をもっていること、二つには、左中将藤原為兼と土御門少将源具顕との間で贈答された長歌を分ち書きして、その具顕の長歌の終りから五句目に欠句があると認めて空欄にし、そこに「闕」と入れることが、この板本『扶桑拾葉集』所収の『中務内侍日記』にはじまることをあげ、板本『扶桑拾葉集』以後に作られた『中務内侍日記』の諸本は、この形式を踏襲していると云っている。この二点の理由は、それぞれに承認して然るべきであろう。殊に、後者の検討の過程において、「闕」という欠句を指示する語を加えたことは、結局は『扶桑拾葉集』編者のさかしらによる誤解で、分ち書きをしていない彰考館本によって、長歌と反歌とに分かつべきであると指摘したことは、承認さるべき意見であろう（ただし、「内題」という時、作者名「中務」は除いておく方がよいのであろう。『扶桑拾葉集』の内題にはこのようにあるが、「内題」に作者名をあげてある写本は殆どないのではあるまいか）。

今、当面の青谿書屋本も、この板本『扶桑拾葉集』以後の写本と見られ、右の二つの特徴をもっている。板本『扶桑拾葉集』所収本を書写した本文であると岩佐氏は云う。この結論に従ってよいのであろうと思うが、これらの形態的特徴の外に、本文そのものの特徴を少しく検討してみようと思う。

通し 番号	彰考館本	扶桑拾葉集		青谿書屋本	群書類従本
		異本 A	異本 B		
①	(ナシ)	中務内侍日記中務	日記 中務	中務内侍乃日記 中務	中務内侍日記
②	かうの殿	かうの殿	かうの殿	かうの殿	かうの殿
③	花かとみゆ	花かとみゆ	花かとみゆ	花かとみゆ	花かとみゆ
		3 ①			

④	しこう	3—⑤	しこう	しこう	しこう	しこう	しこう
⑤	はかなく	4—②	はかなく	はかなく	はかなく	はかなく	はかなく
⑥	そひてそ	4—③	そひてそ	そひてそ	そひてそ	そひてそ	そひてそ
⑦	ねうほう	4—④	にうほう	にうほう	にうほう	にうほう	女房
⑧	そへてそ	4—⑧	そへて	そへて	そへて	そへて	そへて
⑨	かすむ月影	5—②	かすむ月影	かすむ月影	かすむ月影	かすむ月影	かすむ月影
⑩	たゆるひゝきに	6—③	たゆるひゝきに <small>さ歎</small>	さゆるひゝきに	さゆるひゝきに	さゆる響 <small>に</small>	さゆるひゝきに
⑪	おかし	6—⑤	おかし	おかし	おかし	おかし	おかし
⑫	おはしますに	12—①	おはしますに	おはしますに	おはしますに	おはしますに	おはしますに
⑬	あきれたちけん	13—⑦	あきれたちけん	あきれたちけん	あきれたちけん	あきれたちけん	あきれたちけん
⑭	思ひいてとそ	14—④	思ひいてとそ	思ひいてとそ	思ひいてとそ	思ひ出 <small>て</small> の <small>そ</small>	思ひ出 <small>と</small> そ
⑮	返まいりたる	14—⑤	返まいりたる	返まいりたる	返まいりたる	返 <small>し</small> まいりたる	かへり <small>ま</small> いりたる
⑯	(空欄ナシ)	20—①	(空欄)	(空欄を点線で囲む)	闕	闕	闕

(注) 1 頁数・行数は岩佐美代子篇『彰考館蔵中務内侍日記』(昭和五十七年・和泉書院)を用いた。
2 波線筆者。

青谿書屋本の冒頭から第五丁までの異同を掲げたにすぎない。その①と⑯とは、岩佐氏が指摘していることで、伝本の系統を考える有力な手掛りとなる形態的特徴の推移の跡を見うるものである。

②④⑤⑯は、青谿書屋本が独自異文をもっている場合である。この独自異文と他の諸本の本文との間には、それほど大きな違いがあるわけではない、他の諸本を書本として書写する場合に生じる異文と見ることができ。つまり、青谿書屋本は、板本『扶桑拾葉集』所収の『中務内侍日記』を書写したものと、彰考館本を書写したものとも考えうる。しかし、⑦⑧⑩⑬の青谿書屋本の

本文は、彰考館本を書写した時に発生したのではないと断定することもできないが、『扶桑拾葉集』三本の本文のいずれかを忠実に書写したものと考える方が自然である。

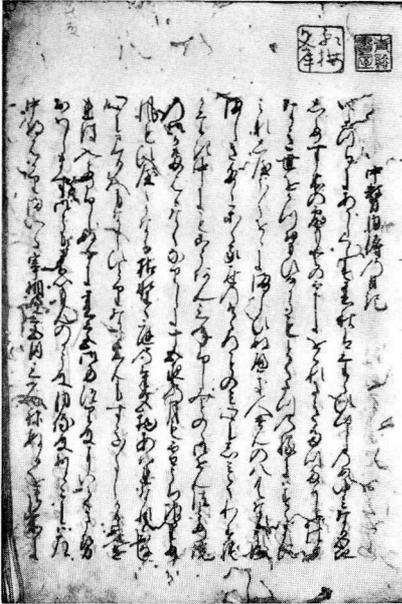
さてその『扶桑拾葉集』三本は、異本A↓異本B↓板本の順に成立したものと考えられていることは前述した。青谿書屋本は、その三本の後に成立したものとわかれてもいる。次の如き異文関係は、その説を支持するものであろう。

彰考館本	頁一行	扶桑拾葉集			青谿書屋本	群書類従本
御つほ	138—⑦	異本A	異本B	板本	御つほ	御局
いさして	150—⑧	いさして	いさして	いさして	いさして	出して

「御つほ」という形は、板本『扶桑拾葉集』の本文を踏襲したものである。「いさして」という形も、板本の本文を踏襲したものと考えてよいものである。

伝本の成立の順序は、本文の形を検討してみても、彰考館本↓異本A↓異本B↓板本↓青谿書屋本となるといべきである。

青谿書屋本『中務内侍日記』の書誌的な特徴を検討してみると以上の如きことになる。この本は、伝本中、抜群に素性のよい本である。とまでは云いがたいが、多少の誤脱を含むことは否みえないが、彰考館本系、従って流布本系統のかなり忠実な一伝写本であるといべきものである。



口絵 8 「中務内待日記」冒頭



口絵 7 「中務内待日記」表紙

